

## 賛助会員規約

### 第1条 総則

1. この法人は特定非営利活動法人幸ハウス(以下「幸ハウス」という)を称し、運営は幸ハウスが行うものとします。
2. この法人は、広く一般市民を対象として、患者が人生の最終段階において自分らしい医療や生き方を「選ぶ」ことを支援する活動を行い、誰もが、病気になっても自分らしい人生を選択でき、拠り所となる第二の居場所が当たり前にある社会の実現に貢献することを目的とします。

### 第2条 会員種別

1. 幸ハウスの会員は以下の通りとします。

〈賛助会員〉

個人：幸ハウスの目的に賛同し、賛助するために入会した個人

団体：幸ハウスの目的に賛同し、賛助するために入会した団体

### 第3条 入会

1. 会員として入会しようとするものは、既定の賛助会費の納付をもって入会成立とします。
2. 代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
3. 代表は前項のもの入会を認めない時は、速やかに理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

### 第4条 入会の不承諾

1. 代表が入会を認めなかった場合、本規約第3条第3項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金します。

### 第5条 賛助会費

1. 入会費は発生いたしません。
2. 会員は、入会年より毎年当該年度、1口以上の賛助会費を納付するものとします。
3. 年度は毎年4月1日より3月末日までとします。
4. 賛助会費を振り込みで納付した場合、振り込み手数料は会員の負担とします。

〈賛助会員〉

個人一口：3,000円～

団体一口：30,000円～

### 第6条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、年度末3月末日までとします。
2. 会員資格の更新は、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとします。

## 第7条 会員の退会及び資格の喪失

1. 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失します。
  - 1) 会員が所定の退会届を提出したとき。
  - 2) 会員本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき。
  - 3) 団体・法人の場合、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継続を認める場合があります。
  - 4) 会員が、会費を継続して1年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず納金しないとき。

## 第8条 会員の除名

1. 会員が次の各号に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。
  - 1) 定款、本規約に違反したとき。
  - 2) 幸ハウスの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

## 第9条 会費および拠出金品の不返還

1. 既納の会費、及びその他の拠出品は、その理由を問わず返還しないものとします。

## 第10条 会員の義務

1. 会員は、本規約第5条に定める会費を納入しなければなりません。
2. 会員は、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければなりません。
3. 会員は、幸ハウスの活動を通じ、知り得た個人情報、幸ハウスの運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾なく第三者に漏洩してはいけません。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続されます。

## 第11条 禁止事項

1. 会員は、理事会の許可なく、当法人名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動してはいけません。
2. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動もしくはこれに類似する行為を一切行ってはいけません。
3. 会員は、幸ハウスの活動において特定の政党もしくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動もしくはこれに類似する行為を一切行ってはいけません。
4. 会員は、幸ハウスの活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動、もしくはこれに類似する行為を一切行ってはいけません。

## 第12条 個人情報の取り扱い

1. 幸ハウスは個人情報の収集、利用および提供にあたり、個人に対し収集目的を明らかにするとともに収集した個人情報の使用範囲を限定し、適切に取り扱います。

2. 幸ハウスは個人情報の社外流出、もしくは不当に改ざんされるなどのトラブルを引き起こさないよう、団体内の管理規定を整備し合理的な安全対策を講じ、それを実施します。

#### 第13条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとします。
2. 幸ハウスは、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報及びホームページ等で通知しなければなりません。

#### 第14条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、幸ハウスに対して損害賠償を一切申立てることはできません。
2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって幸ハウスが損害を受けた場合、当該会員は、幸ハウスが受けた損害を幸ハウスに賠償するものとします。
3. 会員資格を喪失した場合も、全各項の規定は継続されます。

#### 第15条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、幸ハウスには一切の責務はないものとします。
2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において解決するものとし、幸ハウスは一切関知しません。

#### 第16条 解釈の疑義

1. 本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員と幸ハウスの間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとします。

#### 第17条 準拠法

2. 本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 附則

3. 本会員規約は2018年4月1日より実施いたします。